

# 船舶の安全運航確保のための合意事項

制定 平成 29 年 6 月 2 日

最終改正 令和 5 年 12 月 4 日

本合意事項は「石狩湾新港安全対策協議会」会則第 2 条の石狩湾新港港内及びその境界付近における船舶交通の安全確保並びに海洋の汚染防止を図るため、次の事項について合意し、実施するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日

石狩湾新港安全対策協議会

## 1 錨泊の基準について

石狩湾新港は、港内の泊地が狭隘であること、港域内外とも底質が砂であり走錨の危険性が高いことから、港域内外の衝突事故等を防止し、港湾機能を維持するため、原則として錨泊不可とし、例外的に錨泊可能な船舶の基準を別紙に示すとおりとする。

## 2 関係法令等の遵守について

別紙基準により錨泊するときは、港則法等の関係法令に加え、「石狩、後志地域台風・津波等対策協議会」（事務局：小樽海上保安部）の安全対策要領に基づく措置を遵守すること。

## 3 洋上風力発電施設周辺の航行について

洋上風力発電施設（以下「施設」という）周辺を航行する船舶は、施設から次の離隔距離を確保して航行すること。ただし、施設の維持管理を行う船舶や海上保安業務を行う巡視船等の官公庁船についてはこの限りではない。

- 1) 船橋等の船体構造物が施設のロータ最下端より高い位置にある船舶（上部構造物が喫水線上 28 メートルを超える船舶）は、施設中心から 400 メートル以上の離隔距離を確保する。
- 2) 前項を除く全ての船舶（上部構造物が喫水線上 28 メートル以下の船舶）は、施設中心から 85 メートル（施設が占用している水域）以上の離隔距離を確保する。

## 錨泊の基準

区分		錨泊可能な船舶の基準	
荒天避泊	港内 (第二体制を除く)	危険物船	次の全ての条件を満たすものであって、当該船舶の把駐力・振れ回りの計算書及び荒天時対応要領等をあらかじめ港湾管理者及び港長に提出した船舶 ・載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・全長77m以内
		その他の船舶	・載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・全長77m以内 ただし、可能な限り港内錨泊は避け、係留すること。
	港外	危険物船	錨泊不可
		その他の船舶	錨泊不可
荒天避泊以外	港内	危険物船	錨泊不可
		その他の船舶	次の全ての条件を満たす船舶 ・載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・全長77m以内

前記の基準表に用いる用語の定義は以下のとおりとする。

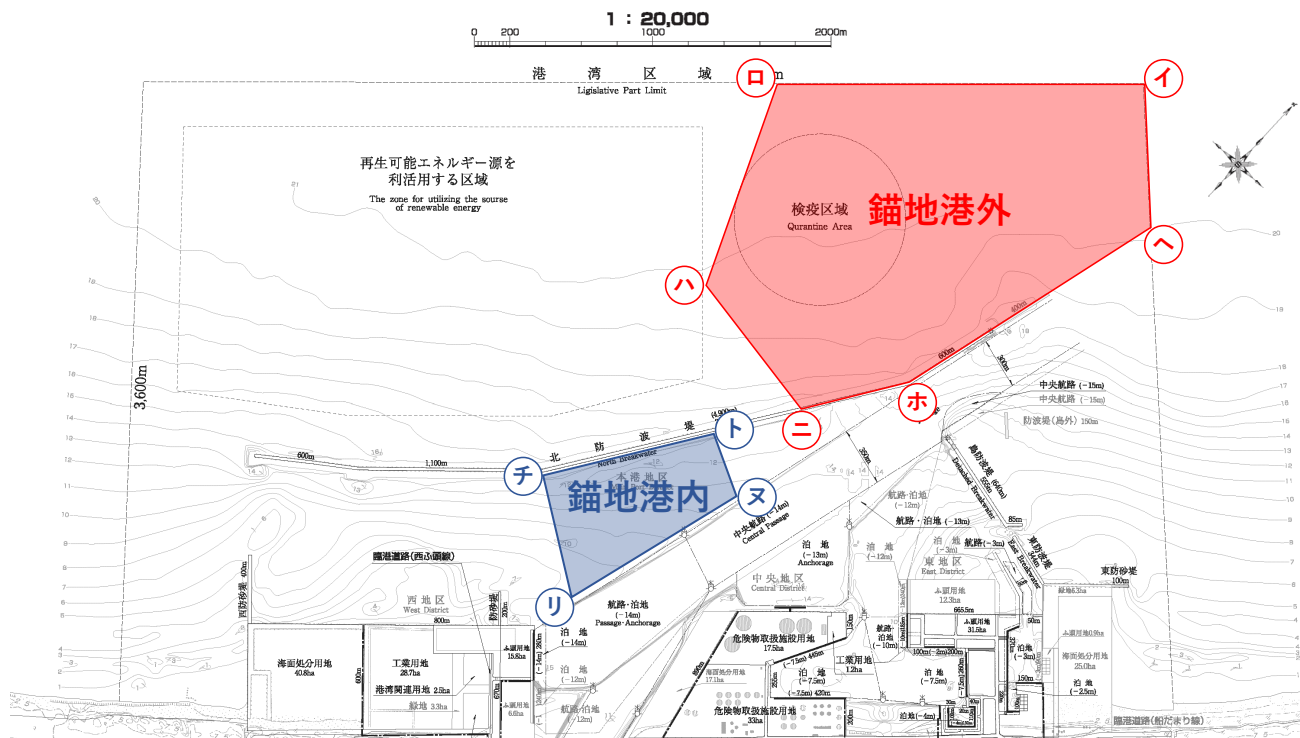
- 1 荒天とは、港長から注意喚起又は各体制が勧告された場合をいう。
- 2 港内とは、港湾区域のうち北防波堤及びその延長線より陸側の海域をいう。
- 3 港外とは、港湾区域（港内、再生可能エネルギー源を利活用する区域とその周辺を除く。）のほか、港湾区域周辺の入港を目的とする錨泊が可能な海域をいう。
- 4 危険物船とは、港則法にいう危険物を積載した船舶をいう。

## NACCS 施設コード 位置図

## 石狩湾新港

Ishikari Bay New Port

1 : 20,000



施設コード	施設名 (和名)	施設名
AO01A	錨地 港外	ANC OUTSIDE
AI01A	錨地 港内	ANC INSIDE

「錨地 港外」は、上図 (イ) から (ハ) までを順に結ぶ線により囲まれた海域を指す。

(イ) 北緯 43 度 14.5 分、東経 141 度 17.2 分

(ロ) 北緯 43 度 13.7 分、東経 141 度 16.0 分

(ハ) 北緯 43 度 13.2 分、東経 141 度 16.3 分

(ニ) 北緯 43 度 13.1 分、東経 141 度 16.9 分

(ホ) 北緯 43 度 13.4 分、東経 141 度 17.2 分

(へ) 北緯 43 度 14.3 分、東経 141 度 17.5 分

「錨地 港内」は、上図（ト）から（ヌ）までを順に結ぶ線により囲まれた海域を指す。

（ト）北緯 43 度 12.9 分、東経 141 度 16.8 分

（チ）北緯 43 度 12.4 分、東経 141 度 16.4 分

（リ）北緯 43 度 12.2 分、東経 141 度 16.8 分

（ヌ）北緯 43 度 12.8 分、東経 141 度 17.0 分